

## 災害時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定

宮古市（以下「甲」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会東北支部（以下「乙」という。）とは、宮古市において地震・風水害その他による災害が発生し、甲が管理する上下水道施設において被害が認められた場合は、当該施設の被災箇所調査、災害査定資料作成などに係る技術支援に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害時に甲が管理する施設の復旧に伴う技術支援協力に関する基本的事項を定め、甲、乙協力して、被災した上下水道施設の早期復旧に資することを目的とする。

### （技術支援の協力範囲）

第2条 支援協力の実施範囲は、甲の管理する上下水道施設における被災箇所のうち、甲から要請された範囲を基本とする。

### （支援の要請）

- 第3条 甲は、災害時に乙の支援が必要であると認めるときは、乙に対して技術支援を要請（様式第1号）することができるものとする。
- 乙は、技術支援の内容について、甲と調整および確認の上、行うものとする。
  - 乙は、第1項に基づき、甲より要請があった場合は速やかに、乙を構成する会員（以下「会員」という。）から現地へ派遣可能な会員名を甲へ通知（様式第2号）するものとする。
  - 甲は、前項により通知された会員の中から協力を要請する会員を選定し、その結果を乙および選定した会員（以下「支援協力者」という。）に通知（様式第3号）するものとする。  
ただし、甲が緊急を要すると判断した時は、電話等により支援を要請できるものとし、その場合は書面を速やかに提出するものとする。
  - 支援要請を受けた会員は、速やかに甲の指示により技術支援の協力を実施するものとする。

### （連絡体制）

- 第4条 甲、乙は連絡先を相互に確認する。なお、連絡先に変更があった場合は速やかに報告するものとする。
- 乙は、甲が実施する情報伝達訓練等に参加し、平時からの関係を構築するものとする。

### （支援費用の負担）

第5条 この協定に基づき発生した費用の負担範囲については、甲と支援協力者が協議の上、業務委託契約を締結し、甲がその費用を負担するものとする。

### （労務災害）

第6条 技術支援の協力において発生した労務災害等は、支援協力者の労災保険を適用するものとする。

(損害補償)

第7条 技術支援の協力の実施に伴い、甲及び支援協力者の責に帰さない事由により第三者に損害を及ぼした場合は、その措置について甲と支援協力者は協議の上、決定するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定の実施に関して必要な事項については、甲、乙協議の上、確認するものとする。

(協定の適用)

第9条 この協定の適用期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1ヶ月前までに甲、乙いずれからも異議申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項や疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成30年11月26日

岩手県宮古市宮町一丁目1番30号

甲 宮古市  
宮古市長

山本正徳 

宮城県仙台市青葉区国分町三丁目8番14号

乙 公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会東北支部  
支部長

高橋 郁 

技術支援協力要請書

年 月 日

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会  
東北支部長 様

宮古市長

災害時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定第3条第1項の規定により、次のとおり協力を要請します。

被害概要	別紙のとおり
要請内容	(1) 被害状況の調査 ・被害情報の収集、整理の補助 ・調査結果の整理方法に関する助言 ・二次調査実施箇所の評定基準に関する助言 ・二次調査資料の作成 ・調査方法に関する助言 ・調査結果の整理補助 ・二次調査箇所の選定 ・他協定業者等との連絡調整 (2) 応急復旧 ・緊急措置、応急復旧の方法に関する助言 (3) 災害査定資料作成 ・整理方法や整理内容に関する助言 ・作成補助 ・査定対象の判断基準に関する助言 (4) その他甲、乙間で協議し必要となった業務
要請日時	年 月 日 ( ) AM ・ PM 時 分
要請期間	要請日から 月 日間 程度
要請担当者 及び連絡先	担当者 連絡先 (電話) (FAX) (E-mail)
備考	※要請人数については、別途協議するものとする。

支援協力者等通知書

年 月 日

宮古市長 様

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会  
東北支部長

災害時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定第3条第3項の規定により、次のとおり通知します。

番号	会 員 名	支 援 協力者	支 援 可能数 (人)	連 絡 担 当 者	連絡先	
					電話	メール
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						

技術支援協力要請書

年 月 日

様

宮古市長

災害時における上下水道施設の技術支援協力に関する協定第3条第4項の規定により、次のとおり協力を要請します。

被害概要	別紙のとおり
要請内容	<p><input type="checkbox"/>事務局会議</p> <p>(1) 甲及び乙との連絡調整、協議                      (2) 業務実施者との連絡調整、協議</p> <p>(3) 業務実施者の総括                                      (4) 支援団体との連絡調整、協議</p> <p>(5) 協議調整内容の甲への報告</p> <p><input type="checkbox"/>業務実施者</p> <p>(1) 被害状況の調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害情報の収集、整理の補助                      ・調査方法に関する助言</li> <li>・調査結果の整理方法に関する助言                      ・調査結果の整理補助</li> <li>・二次調査実施箇所の判定基準に関する助言                      ・二次調査箇所の選定</li> <li>・二次調査資料の作成                                      ・他協定業者等との連絡調整</li> </ul> <p>(2) 応急復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急措置、応急復旧の方法に関する助言</li> </ul> <p>(3) 災害査定資料作成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・整理方法や整理内容に関する助言                      ・査定対象の判断基準に関する助言</li> <li>・作成補助</li> </ul> <p>(4) その他甲、乙間で協議し必要となった業務</p>
要請日時	年 月 日 ( ) AM ・ PM 時 分
要請期間	要請日から 月 日間 程度
要請人数	名
要請担当者及び連絡先	<p>担当者</p> <p>連絡先 (電話) (FAX)</p> <p>(E-mail)</p>
備考	※協議により増減する。